

船舶事故調査報告書

令和2年11月4日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和2年1月8日 13時30分ごろ
発生場所	阪神港尼崎西宮芦屋第1区鶴町岸壁 尼崎西防波堤灯台から真方位045° 1.2海里付近 （概位 北緯34° 41.9′ 東経135° 23.7′）
事故の概要	石材・砂利採取運搬船第五十五正栄丸 <sup>しょうえい</sup> は、離岸作業中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和2年3月18日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	石材・砂利採取運搬船 第五十五正栄丸、749トン 135520、正栄海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 左舷船尾部外板に凹損 岸壁 車止めに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約15～20m/s、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の中央期 尼崎市には、1月8日04時10分に暴風警報（発表基準：海上で平均風速が25m/sに達すると予想された場合）が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、暴風警報が発表されている状況下、鶴町岸壁（以下「本件岸壁」という。）に船首を南東方に向けて左舷着けで係留中、船長が単独で操船に当たり、右舷錨鎖を巻き揚げながら離岸し、船体が本件岸壁から一旦は離れたものの、南西風を右舷方から受けて本件岸壁に向かって圧流され、本件岸壁に衝突した。 船長は、暴風警報が発表されていることを知っており、また、バウスラスタが故障していたが、船橋の風速計の値が約15m/sであったので、着岸時に船首部及び船尾部から投入していた右舷錨鎖を巻き揚げながら離岸すれば、安全に離岸できると思った。 本船の運航基準では、船長が、風速が約20m/s以上に達していると認めたとき、または風速が約20m/s以上に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止することとされていた。
分析	本船は、暴風警報が発表されていた状況下、船長が、風速が運航基準を下回っており、右舷錨鎖を巻き揚げながら離岸すれば、左舷方の本件岸壁から安全に離岸できると判断し、離岸作業を行ったことか

	<p>ら、風速約15～20m/sの南西風を右舷方から受けて本件岸壁に向かって圧流され、本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p> <p>本船の運航基準では、船長が、風速が約20m/s以上に達していると認めるとき、または風速が約20m/s以上に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止することとされていたものと認められる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、暴風警報が発表されていた状況下、船長が、風速が運航基準を下回っており、右舷錨鎖を巻き揚げながら離岸すれば、左舷方の本件岸壁から安全に離岸できると判断し、離岸作業を行ったため、風速約15～20m/sの南西風を右舷方から受けて本件岸壁に向かって圧流され、本件岸壁に衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、暴風警報が発表されている場合は、暴風警報の発表基準である風速の値を踏まえて発航の可否について判断すること。</li> </ul>